

岡崎医院居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団岡崎医院が開設する岡崎医院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、広島県三次市十日市西三丁目13番1号（ふれあいの家えんや内）とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者・主任介護支援専門員 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名（常勤1名・管理者兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日ならびに12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

但し、木曜日・土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。

(3) 営業時間にかかわらず、電話等により、24時間常時連絡が可能で対応可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 自宅・事業所の相談室

(2) 使用する課題分析票の種類 標準課題分析項目23を網羅した書式(MDS-HC方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本社会福祉会作成アセスメント票等)

(3) サービス担当者会議の開催場所 自宅・事業所の事務室・相談室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

- ① 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができる
- ② 居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の理由を介護支援専門員に対して求めることが可能。

(2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

(3) 医療機関との連携

- ① 入院時、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう、利用者又はその家族に協力を求めるものとする
- ② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるものとする。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する

(4) 相談支援事業者との連携に関するもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行いもの等との連携に努める

(5) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることと

する。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 事業所の通常の事業の実施地域は、旧三次市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 居宅介護支援事業者の従事者等は、指定居宅介護支援を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所の設置してある法人は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練 (年二回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(業務継続計画の策定)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 13 条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(衛生管理及び居宅介護支援事業所従業者等の健康管理等)

第 15 条 事業所は、事業提供する際に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、居宅介護支援従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 16 条 居宅介護支援従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、居宅介護支援従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、その従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 当事業所は、利用者に対する、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発の防止のため次の措置を講ずる

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果を介護支援専門員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します

(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために担当者を配置し必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 広島県介護支援専門員協会の研修

(2) 三次市介護支援専門員連絡協議会の研修

(3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団岡崎医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

平成15年11月1日改定 平成18年4月1日改定

平成22年4月1日改定 平成23年4月1日改定

平成25年10月1日改定 平成26年3月1日改定

平成30年4月1日改定 令和3年4月1日改定

令和6年4月1日改定